**明治大学安全保障輸出管理　事前点検シート（貨物の輸出・技術の提供）**

　このシートは、明治大学安全保障輸出管理規程第１２条に定める事前点検を行うためのものです。  
　外国との取引（「貨物の輸出」又は「技術の提供」）、あるいは国内であっても非居住者及び特定類型該当者への技術提供を行う際は、必ず**事前に自身で点検**し（点検方法は裏面参照）、結果を部局等責任者（※１）に提出してください。  
（※１）教職員等が所属する部局等の長（学部長、研究科長、機構長、事務組織の長等）

**【取引概要】**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 実施予定日(貨物の送付、技術（※２）の提供、出張期間等) |  | 年 |  | 月 |  | 日 | ～ |  | 年 |  | 月 |  | 日) | |
| 取引内容  (「その他」に該当する場合は概要を記入。) | ①海外への貨物の輸出 ②海外出張／海外留学 ③外国への書籍等の発送 | | | | | | | | | | | | | |
| ④海外での／海外への技術提供　⑤非居住者・特定類型該当居住者への国内での技術提供（学会等における非公開での提供を含む） ⑥論文校閲等 | | | | | | | | | | | | | |
| ⑦その他( | | | | | | | | | | | | | ) |
| 仕向地 (貨物の輸出先・渡航先の国名等)  （主に①～③に当てはまる場合） | 国名： | | | | | | | | | | | | | |
| 技術の提供先（国籍、氏名、所属、学籍番号(学生のみ））  （主に④～⑦に当てはまる場合） | 国籍：　　　　　　　　　　　　　氏名：  所属：　　　　　　　　　　　　　学籍番号(学生のみ）： | | | | | | | | | | | | | |

（※2）「技術」とは「貨物の設計、製造、使用に必要な特定の情報」を指す。この情報は、技術データまたは技術支援の形態により提供される。「設計、製造、使用」に関する具体例は裏面を参照。

**【ア】貨物の輸出（外国への機材等の送付・携行等を行う場合（取引内容①～②に当てはまる場合））**

|  |  |
| --- | --- |
| A　外国へ送付・携行等をする貨物は、「輸出貿易管理令別表第１」に定める項目（[リスト規制](https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo02.html)品）（※3）に該当しますか？（携行する市販のPC、タブレット端末、スマートフォンやその周辺機器を全て持ち帰る場合は該当しません。）  （※3）武器、原子力、化学兵器・生物兵器、ミサイル、先端材料、材料加工、エレクトロニクス、電子計算機、通信、センサー等、航法装置  海洋関連、推進装置、機微品目　（輸出貿易管理令：<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=324CO0000000378>）  B　リスト規制貨物に該当しない場合であっても、当該貨物が大量破壊兵器または通常兵器の開発に用いられる恐れがあることを知っていますか？ | |
| ↓右の回答にあてはまらない  ↓  ↓ | ↓A：いいえ（該当しない）　かつ　B:いいえ（知らない） |
| 事前点検はこれで終了です。部局等責任者に提出してください。 |
|  |
| 追加の確認が必要です。シート２及びシート３をチェックし、部局等責任者に提出してください。 | |

**【イ】技術の提供（外国での技術情報の提供、又は日本国内における外国留学生・外国からの研究者等（非居住者又は特定類型該当者）への技術情報の提供（取引内容②～⑦に当てはまる場合））**

|  |  |
| --- | --- |
| 貨物の設計、製造、使用にかかる技術（情報）ですか？ | |
| ↓はい  ↓  ↓ | ↓いいえ |
| 事前点検はこれで終了です。⑥以外に当てはまる場合は、部局等責任者に提出してください。 |
|  |
| 提供する技術（情報）は既に公知である、又は公知とするための技術（情報）提供ですか？ | |
| ↓いいえ  ↓  ↓  ↓ | ↓はい ※公知である場合の根拠 [書籍・論文ﾀｲﾄﾙ・公開Webﾘﾝｸなど] を記載  ↓　（　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 事前点検はこれで終了です。⑥以外に当てはまる場合は、部局等責任者に提出してください |
|  |
| 追加の確認が必要です。シート２及びシート３をチェックし、部局等責任者に提出してください。 | |

**【確認】**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 上記事項は事実と相違ありません。 | | | | | | | |  | （事務局使用欄） | | |
| （当該）統括責任者 | 部局等責任者 | 受付 |
| 作成日： |  | 年 |  | 月 |  | | 日 |  |  |  |  |
| 所属： |  | | | | | | |
| 学生番号(学生のみ)： |  | | | | | | |
| 氏名：  署名（自署）  又は記名押印 |  | | | | | 印 | |
|  | / / | / / | / / |
| 追加確認 □要 □否 | 疑義等　□有 □無 | No. |

|  |
| --- |
| ＜事前点検の方法＞  １ 【**取引概要**】欄に、取引の実施予定日、内容、仕向地または技術の提供先を記入してください。  ２ 貨物の輸出（①または②に該当）をする場合は、**【ア】**を点検してください。  ３ 技術の提供（③～⑦に該当）をする場合は、**【イ】**を点検してください。  ※２と３の両方を含む取引（例：外国に機材を携行し、技術の提供も行う）予定の場合は、【ア】【イ】両方とも点検してください。  ４ 【**確認】**欄に、作成日、所属を記入のうえ、署名（自署）又は記名押印してください。なお、実際に提供等する際は下記チェック内容と相違ないことを確認の上、外為法等に十分注意して自己管理をお願いします。 |

**〈事前点検を行う際の注意事項〉**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 「貨物の輸出」、「技術の提供」の定義は以下のとおりです（明治大学安全保障輸出管理規程第２条第１項第４号及び第５号） | | | | |
|  | 貨物の輸出  ア　外国を仕向地として貨物を送付すること  イ　外国を仕向地として再送付されることが明らかな貨物を送付すること  ウ　外国に向けて貨物を携行すること |  | 技術の提供  ア　非居住者又は特定類型該当者へ技術を提供する行為  イ　非居住者又は特定類型該当者へ再提供されることが明らかな居住者へ技術を提供する行為  ウ　外国において技術を提供する行為又は外国に向けて行う技術を提供する行為  エ　ア、イ又はウを目的として、技術情報が記載又は記録された媒体を提供する行為  オ　ア、イ又はウを目的として、電気通信回線を通じて技術情報を送信する行為 |  |
|  | | | | |
|  | | | | |
| 「非居住者」、「居住者」（外国為替法令の解釈及び運用について 蔵国第4672号 昭和55年11月29日）、「特定類型」の定義は以下のとおりです。 | | | | |
|  | 居住者  ＜日本人の場合＞  (1) 我が国に居住する者 (2) 日本の在外公館に勤務する者  ＜外国人の場合＞  (1) 我が国にある事務所に勤務する者  (2) 我が国に入国後６月以上経過している者  ＜法人等の場合＞  (1) 我が国にある日本法人等  (2) 外国の法人等の我が国にある支店、出張所その他事務所  (3) 日本の在外公館  特定類型該当者（日本人を含む）  ① 外国法人等又は外国政府等と雇用・委任等の契約を締結しており、当該法人等の指揮命令に服する又は当該法人等に対する善管注意義務を負う者  ② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（年間収入の25％以上の経済的利益）を得ている者または得ることを約している者  ③ 行動に関し外国政府等の指示又は依頼を受ける者 |  | 非居住者  ＜日本人の場合＞  (1) 外国にある事務所に勤務する目的で出国し外国に滞在する者  (2) ２年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者  (3) 出国後外国に２年以上滞在している者  (4) 上記(1)～(3)に掲げる者で、一時帰国し、その滞在期間が６月未満の者  ＜外国人の場合＞  (1) 外国に居住する者  (2) 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者  (3) 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人（ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。）  ＜法人等の場合＞  (1) 外国にある外国法人等  (2) 日本法人等の外国にある支店、出張所その他の事務所  (3) 我が国にある外国政府の公館及び国際機関  ＜その他＞  合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等 |  |
|  | | | | |
|  | | | | |
| **【ア】**における「携帯品」とは、手荷物、衣類、書籍、化粧用品、身辺装飾用品その他本人の私用に供することを目的とし、かつ、必要と認められる貨物を指します（輸出貿易管理令 昭和二十四年政令第三百七十八号）。 | | | | |
|  | | | | |
| **【イ】**における「公知とするために当該技術（情報）を提供する」取引とは、以下のものを指します（貿易関係貿易外取引に関する省令 平成十年通商産業省令第八号）。  (1) 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引　(2) 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引　(3) 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引　(4) ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引　(5) 学会発表用の原稿又は展示会等での配付資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手可能又は閲覧可能とすることを目的とする取引 | | | | |
|  | | | | |
| **【イ】**における「設計・製造・使用」とは、それぞれ以下の段階を指します。  (1) 設計：一連の製造過程の前段階のすべての段階　(例) 設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプの製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等　(2) 製造：すべての製造過程　(例) 建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証等　(3) 使用：設計、製造以外の段階　(例) 操作、据付、保守（点検）、修理、オーバーホール、分解修理 | | | | |
| **参考**経済産業省　安全保障貿易管理　<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/> | | | | |